

弁理士業務に関連する, 民法（債権関係）改正

弁護士・弁理士 鈴木一徳

2019年12月3日（火）
日本弁理士会関東会

自己紹介

弁護士・弁理士 鈴木一徳 (Kazunori Suzuki)
かわさき中央法律事務所 (神奈川県川崎市川崎区)
(横浜地裁川崎支部の近く)

「**弁護士** **かわさき中央**」で検索

日本弁理士会関東会の行事として、2か月に1回 (奇数月第4木曜日の15:30～、17:30～の2回、内容は同じ)、神奈川県立川崎図書館 (溝の口、かながわサイエンスパーク内) において、

「企業関係者と弁理士の知財研究会」という研究会を、もう1名の弁理士と開催し、特許についての最新の論文をもとにしたディスカッションを行っている。

日本弁理士会関東会のウェブサイトの、カレンダーから検索

本日の研修のテーマ

民法（債権関係）改正 主な改正点は・・・

- 1 意思表示（詐欺・錯誤・契約の成立時期）
- 2 代理（復代理人を選任した代理人の責任）
- 3 消滅時効
- 4 法定利率
- 5 債務不履行責任
- 6 保証
- 7 債権譲渡・債務引受
- 8 定型約款
- 9 売買
- 10 請負・委任

民法（債権関係）改正の施行日

基本的に一括して、令和2年（2020）年4月1日から施行される。

ただし、定型約款と、公証人による保証意思の確認手続については例外となっている。

定型約款については、施行日前に締結された契約にも改正後の民法が適用されるが、施行日前に反対の意思表示をすれば、改正後の民法は適用されない。

公証人による保証意思の確認手続については、令和2年（2020年）3月1日から施行される。

また、「附則（平成29年6月2日法律第44号）」において経過措置が定められている。

施行からしばらくの間は、附則を常に読んで、新法・旧法のいずれが適用されるのかを確認する必要がある。

本日の研修の前提

民法上の法律関係は、2つに分類することができる。

1 契約関係にある当事者間の法律関係

弁理士と依頼者，会社と従業員，事務所所長と事務所員，ライセンス契約の当事者

2 契約関係にない当事者間の法律関係

競合の企業同士，交通事故の加害者と被害者

本日の研修の前提

民法上の法律関係は、2つに分類することができる。

1 契約関係にある当事者間の法律関係

弁理士と依頼者，会社と従業員，事務所所長と事務所員，ライセンス契約の当事者

民法等の法律によって法律関係が決まる局面
契約によって法律関係が決まる局面

2 契約関係にない当事者間の法律関係

競合の企業同士，交通事故の加害者と被害者

民法等の法律によって法律関係が決まる局面

本日の研修の前提

民法上の法律関係は、2つに分類することができる。

1 契約関係にある当事者間の法律関係

弁理士と依頼者，会社と従業員，事務所所長と事務所員，ライセンス契約の当事者

民法等の法律によって法律関係が決まる局面

契約によって法律関係が決まる局面

契約自由の原則

ただし，法律には強行規定と任意規定がある

2 契約関係にない当事者間の法律関係

競合の企業同士，交通事故の加害者と被害者

民法等の法律によって法律関係が決まる局面

4 法定利率

改正前

民法第404条（法定利率）

利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、**年五分**とする。

商法第514条（商事法定利率）

商行為によって生じた債務に関しては、法定利率は、**年六分**とする。

改正後

民法第404条（法定利率）

1 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、**年三パーセント**とする。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、**法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。**

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たにを行った貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を六十で除して計算した割合（その割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

商法第514条（商事法定利率）

→削除。民法404条に一本化

4 法定利率

改正前

侵害訴訟の訴状の、「第1 請求の趣旨」

1 被告は、別紙被告製品目録記載の○○装置を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸出し、又は譲渡若しくは貸渡しの申出をしてはならない

2 被告は、別紙被告製品目録記載の○○装置を廃棄せよ

3 被告は、原告に対し、○○○○万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

4 訴訟費用は被告の負担とするとの判決並びに仮執行宣言を求めらる。

改正後

侵害訴訟の訴状の、「第1 請求の趣旨」

1 被告は、別紙被告製品目録記載の○○装置を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸出し、又は譲渡若しくは貸渡しの申出をしてはならない

2 被告は、別紙被告製品目録記載の○○装置を廃棄せよ

3 被告は、原告に対し、○○○○万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え

4 訴訟費用は被告の負担とするとの判決並びに仮執行宣言を求めらる。

4 法定利率

改正法が適用されるか？改正前の法律が適用されるか？

改正附則第15条

1 施行日（令和2年4月1日）前に利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき債権に係る法定利率については、新法第404条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第404条第4項の規定により法定利率に初めて変動があるまでの各期における同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）」とあるのは「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第号）の施行後最初の期」と、「直近変動期における法定利率」とあるのは「年3パーセント」とする。

3 消滅時効

消滅時効については、主に、

3－1 消滅時効期間

3－2 消滅時効障害事由

「中断・停止」から「完成猶予・更新」

の改正があった。

3-1 消滅時効期間

改正前

- ①民法 167条1項 債権は10年間
- ②民法 167条2項 債権又は所有権以外は20年間
- ③民法 170条～174条 3年間, 2年間, 1年間の短期消滅時効
- ④民法 724条 不法行為債権については, 3年間の消滅時効, 20年間の除斥期間
- ⑤商法 522条 商行為によって生じた債権は5年間
- ⑥ 労働基準法 115条 賃金, 災害補償請求権は2年間, 退職手当の請求権は5年間

改正後

- ①民法 166条1項 債権は5年又は10年, 人の生命又は身体侵害損害賠償については10年を20年とする
- ②民法 166条2項 債権又は所有権以外は変更なし
- ③短期消滅時効は削除。①に一本化
- ④民法 724条 不法行為債権については, 3年間の消滅時効, 20年間の消滅時効, 人の生命又は身体を害する不法行為については3年を5年とする
- ⑤商法 522条は削除。①に一本化
- ⑥労働基準法 115条は改正なし

3 - 1 消滅時効期間

⑥労働基準法第115条（時効）

この法律の規定による賃金（退職手当を除く。）、災害補償その他の請求権は二年間、この法律の規定による退職手当の請求権は五年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。

改正なし

この条文はもともと、

民法第174条（一年の短期消滅時効）

次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権という短期消滅時効から労働者を保護するための規定であった。

短期消滅時効を削除し、5年又は10年という民法166条1項に一本化したにもかかわらず、労働基準法115条は改正されていない。

なお、新聞報道によると、2年を3年に延ばすことが検討されている。

3-1 消滅時効期間

改正前

⑤商法第522条（商事消滅時効）

商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、五年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に五年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

改正後

⑤商法522条は削除。①の民法166条1項（5年又は10年）に一本化

3-1 消滅時効期間

改正前

④民法第724条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

↑ 3年間は時効，20年間は除斥期間である。

改正後

④第724条（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。

二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

↑ 20年間も時効に改正された

民法第724条の2（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

3-1 消滅時効期間

改正前

③民法第170条（三年の短期消滅時効）

次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

- 一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
- 二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

民法第171条。弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

民法第172条（二年の短期消滅時効）

1. 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。

2. 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

民法第173条

次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

民法第174条（一年の短期消滅時効）

次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

- 一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権

改正後

③民法の170条ないし174条の短期消滅時効は削除。

民法166条1項の、5年又は10年に一本化

3-1 消滅時効期間

改正前

①民法第167条（債権等の消滅時効）

債権は、**十年間行使しないとき**は、消滅する。

民法第166条（消滅時効の進行等）

消滅時効は、**権利を行使することができる時**から進行する。

改正後

①民法第166条（債権等の消滅時効）

1 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

二 **権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。**

第167条（人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効）

人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一項第二号の規定の適用については、同号中「十年間」とあるのは、「二十年間」とする。

3 - 1 消滅時効期間

改正法が適用されるか？改正前の法律が適用されるか？

改正附則第10条（時効に関する経過措置）

4 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

改正附則第35条（不法行為等に関する経過措置）

1 旧法第724条後段（略）に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2 新法第724条の2の規定は、不法行為による損害賠償請求権の旧法第724条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

不法行為以外については、債権発生が施行日よりも前か後か

不法行為については、施行日に既に経過しているか否か

↑ 債権発生が施行日前でも、既に経過していなければ改正法の適用あり。

3 - 1 消滅時効期間

改正法が適用されるか？改正前の法律が適用されるか？

改正附則第10条（時効に関する経過措置）

4 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

改正附則第35条（不法行為等に関する経過措置）

1 旧法第724条後段（略）に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2 新法第724条の2の規定は、不法行為による損害賠償請求権の旧法第724条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

不法行為以外については、債権発生が施行日よりも前か後か

不法行為については、施行日に既に経過しているか否か

↑債権発生が施行日前でも、既に経過していなければ改正法の適用あり。

不法行為の被害者保護の観点

3-1 消滅時効期間

侵害訴訟で、不法行為だと消滅時効の問題があるので不当利得返還請求を行う、という方法は・・・

(侵害訴訟は、生命・身体侵害ではないので、生命・身体侵害の長期は適用されない)

改正後の不当利得

①第166条（債権等の消滅時効）

1 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 債権者が権利を行使することができることを知った時から**五年間**行使しないとき。

二 権利を行使することができる時から**十年間**行使しないとき。

改正後の不法行為

④第724条（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から**三年間**行使しないとき。

二 不法行為の時から**二十年間**行使しないとき。

3 - 1 消滅時効期間

侵害訴訟で、**損害賠償請求**や**補償金請求**（出願公開後）等をする場合には消滅時効が問題となりうる。

しかしながら、**差止請求**において、消滅時効が問題となることは通常は存在しない。

なぜならば、差止請求は、**将来の給付の訴え**（民事訴訟法 135 条）であり、**過去の事実**に基づいて請求権が発生するものではないからである。

民事訴訟法 135 条

将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる。

ただし、例外がある（民法改正とは関係ありません）。

3 - 1 消滅時効期間

侵害訴訟で、**損害賠償請求**や**補償金請求**（出願公開後）等をする場合には消滅時効が問題となりうる。

しかしながら、**差止請求**において、消滅時効が問題となることは通常は存在しない。

なぜならば、差止請求は、**将来の給付の訴え**（民事訴訟法 135 条）であり、**過去の事実**に基づいて請求権が発生するものではないからである。

民事訴訟法 135 条

将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる。

ただし、例外がある（民法改正とは関係ありません）。

不正競争防止法第 15 条（消滅時効）

1 第 2 条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第 3 条第 1 項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から三年間行わないとき。

二 その行為の開始の時から二十年を経過したとき。

2 前項の規定は、第 2 条第 1 項第 1 1 号から第 1 6 号までに掲げる不正競争のうち、限定提供データを使用する行為に対する第 3 条第 1 項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利について準用する。この場合において、前項中「営業秘密保有者」とあるのは、「限定提供データ保有者」と読み替えるものとする。

3－2 「中断・中止」から「完成猶予・更新」

改正前には、消滅時効の障害事由としては、時効の中断と停止があった。

第147条（時効の中断事由）

時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

第157条（中断後の時効の進行）

- 1 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。
- 2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。

第158条（未成年者又は成年被後見人と時効の停止）←停止の一例

1 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

時効の中断は、「新たに進行を始める」ものであった。それに対して、時効の停止は、「一定の期間内は時効が完成しない。一定の期間経過後は時効が完成する」というものであった。

「中断」という語感からは、一時的なものという誤解が生じ、新たに進行を始めるという法律効果にそぐわない。また、「停止」という語感からは、停止事由の経過後には残存期間が進行するというような誤解を生じ、停止事由の消滅後に時効が完成するということとそぐわない。

そこで、「完成猶予」と、新たに進行を始める「更新」に法改正を行った。

また、仮差押・仮処分を、時効中断事由から完成猶予にするなどの法改正を行った。

3－2 「中断・中止」から「完成猶予・更新」

改正後の

第147条（裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新）

1 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあつては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

一 裁判上の請求

二 支払督促

三 民事訴訟法第275条第1項の和解又は民事調停法（略）若しくは家事事件手続法（略）による調停

四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

3－2 「中断・中止」から「完成猶予・更新」

改正後の 第147条（裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新）

1 次に掲げる事由がある場合には、**その事由が終了する**（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、**その終了の時から六箇月を経過する**）**までの間は、時効は、完成しない。**←完成猶予

一 裁判上の請求

二 支払督促

三 民事訴訟法第275条第1項の和解又は民事調停法（略）若しくは家事事件手続法（略）による調停

四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって**権利が確定したとき**は、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から**新たにその進行を始める。**←更新

（参考）改正前，改正後で変更なし

第169条（判決で確定した権利の消滅時効）

1 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十年とする。

3－2 「中断・中止」から「完成猶予・更新」

新設された完成猶予の事由として、

第151条（協議を行う旨の合意による時効の完成猶予）

権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。←完成猶予

一 その合意があった時から一年を経過した時

二 その合意において当事者が協議を行う期間（一年に満たないものに限る。）を定めたときは、その期間を経過した時

三 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から六箇月を経過した時

2 前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて五年を超えることができない。

3 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第一項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。

4 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録（略）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前三項の規定を適用する。

5 前項の規定は、第一項第三号の通知について準用する。

3－2 「中断・中止」から「完成猶予・更新」

民法151条の立法趣旨

時効中断を主目的とした訴訟提起等をしなくて済むようにしたもの

(背景)

当事者間での協議自体は、改正前には時効中断事由や停止事由ではなかった。

改正前も改正後も、債務の承認（改正前147条3号）、権利の承認（改正後152条）は、時効中断事由（改正前）、時効更新事由（改正後）である。

ただし、「承認」にはあたらない協議は消滅時効の完成を止めることはない。

改正前も改正後も、催告は、6か月間の完成猶予である（改正前153条、改正後150条）。

催告後6か月の間に協議がまとまらなければ、時効中断のために訴訟提起等をしなければならなかった。

3－2 「中断・中止」から「完成猶予・更新」

ただし、義務者側としては、協議により有利な合意をめざすという選択肢もあるし、消滅時効により解決するという選択肢もある。

権利について協議を行う旨の書面による合意をするかどうかは検討の余地がある。

特に、電磁的記録による合意も書面による合意とみなされるため（151条4項）、電子メールのやりとりが、「電磁的記録による合意」となってしまう可能性には注意する必要がある。

3－2 「中断・中止」から「完成猶予・更新」

改正法が適用されるか？改正前の法律が適用されるか？

改正法付則第10条（時効に関する経過措置）

1 施行日前に債権が生じた場合（施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ。）におけるその債権の消滅時効の援用については、新法第145条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第147条に規定する時効の中断の事由又は旧法第158条から第161条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による。

3 新法第百五十一条の規定は、施行日前に権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合（その合意の内容を記録した電磁的記録（略）によってされた場合を含む。）におけるその合意については、適用しない。

3 時効についてまとめ

時効は、契約当時者間においても、契約関係にない当事者間においても問題となりうる。

時効については、

ということから、契約当事者間においても大事である。

3 時効についてまとめ

時効は、契約当時者間においても、契約関係にない当事者間においても問題となりうる。

時効については、

第146条（時効の利益の放棄）

時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

↑改正なし，改正前も後も同じ

ということから、契約当事者間においても大事である。

10 委任契約

弁理士とクライアントとの契約は委任契約である。

改正法（新設，旧法には対応する条文なし）

第644の2（復受任者の選任等）

1 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。

2 代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う。

実務的にはあまり意味がない。

①

②

10 委任契約

弁理士とクライアントとの契約は委任契約である。

改正法（新設，旧法には対応する条文なし）

第644の2（復受任者の選任等）

1 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。

2 代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う。

実務的にはあまり意味がない。

① 委任契約書の中で、「復代理人（復受任者）をいつでも選任することができる」と決めておけばよい

② 受任者は履行補助者を使用することができるので、自己が動けない際に履行補助者で足りる場合もある。

10 委任契約

改正前

第648条（受任者の報酬）

3 委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

論理的には・・・

委任者の責めに帰することができるとき
受任者の責めに帰することができるとき
どちらの責めにも帰することができないとき
というように読むことができる。

改正後

第648条（受任者の報酬）

3 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

一 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき。

二 委任が履行の途中で終了したとき。

改正前	改正後
割合報酬	できない
できない	割合報酬
割合報酬	割合報酬

10 委任契約

648条

論理的には・・・

委任者の責めに帰することができるとき

受任者の責めに帰することができるとき

どちらの責めにも帰することができないとき

というように読むことができる。

改正前

改正後

割合報酬

できない

できない

割合報酬

割合報酬

割合報酬

現実には・・・

委任者の責めに帰することができるとき

改正前

改正後

全額報酬

全額報酬

↑ 536条2項 ↑

受任者の責めに帰することができるとき

どちらの責めにも帰することができないとき

できない

割合報酬

割合報酬

割合報酬

というように読むことになる（一問一答350頁）。本条は任意規定

（参考）第536条（債務者の危険負担等）

2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

1 0 委任契約

改正法（新設，旧法には対応する条文なし）

第648の2（復受任者の選任等）

1 委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。

2 第634条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。

本条も任意規定

委任者の責めに帰することができるとき	全額報酬（536条2項）
--------------------	--------------

受任者の責めに帰することができるとき	割合報酬
--------------------	------

どちらの責めにも帰することができないとき	割合報酬
----------------------	------

一問一答353頁

（参考）634条（注文者が受ける利益の割合に応じた報酬）

次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

一 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。

二 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

10 委任契約

改正前

第651条（委任の解除）

1 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

2 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

改正後

第651条（委任の解除）

1 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

2 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

一 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。

二 委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とする委任を解除したとき。

専ら報酬を得ることによるものは、上記の648条又は648条の2に基づく報酬請求をすることになるため、損害賠償義務はない。

1 0 委任契約

改正法が適用されるか？改正前の法律が適用されるか？

改正法付則第34条（贈与等に関する経過措置）

1 施行日前に贈与、売買、消費貸借（略）、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託又は組合の各契約が締結された場合におけるこれらの契約及びこれらの契約に付随する買戻しその他の特約については、なお従前の例による。

契約締結日が施行日前か施行日以降かによる。

5 債務不履行（解除）について

改正前

第541条（履行遅滞等による解除権）

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。

↑ 541条でも、解除は債務者の帰責事由必要という解釈だった

第543条（履行不能による解除権）

履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

改正後

第541条（催告による解除）

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第543条（債権者の責めに帰すべき事由による場合）

債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

改正後は、債権者の帰責事由に基づくときは解除できない、となった。つまり、債務者に帰責事由がある場合だけでなく、両者に帰責事由がない場合にも解除ができるようになった。→その後の処理は536条2項（スライド36下部）

委任契約の解除については651条による。

5 債務不履行（解除）について

改正法が適用されるか？改正前の法律が適用されるか？

改正法付則第32条（契約の解除に関する経過措置）

施行日前に契約が締結された場合におけるその契約の解除については、新法第541条から第543条まで、第545条第3項及び第548条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

契約締結日が施行日前か施行日以降かによる。

9 売買契約について

売買契約については大きな改正が行われた。

売買契約に関する条文は、ほかの契約にとっても大事である。

第559条（有償契約への準用）

この節（**第三節 売買**）の規定は、売買以外の有償契約について準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

→**ライセンス契約等の契約にも適用がある。**

売買契約に関する条文には強行法規はほとんどないが、以下ののような条文がある。

第572条（担保責任を負わない旨の特約）

売主は、第562条第1項本文又は第565条に規定する場合における担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実及び自ら第三者のために設定し又は第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない。

9 売買契約について

第562条（買主の追完請求権）

1 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

改正前には、「隠れた瑕疵があった場合」「数量指示売買で付則があった場合」「物の一部が契約時に滅失していた場合」のそれぞれに要件・効果が規定されていたが、改正法では統一した。

【要件】 種類、品質、数量に関して契約内容に不適合

買主の善意は不要。売主に帰責事由がなくても請求可。

【効果】 修補、代替物引渡し、不足分引渡しによる履行の追完

9 売買契約について

第563条（買主の代金減額請求権）

1 前条第1項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

【1項】 履行の追完催告 → 代金減額請求

【2項】 追完催告なしに代金減額請求

9 売買契約について

第564条（買主の損害賠償請求及び解除権の行使）

前二条の規定は、第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

履行の追完請求と代金減額請求は、追完がないときに後者が可能

履行の追完請求又は代金減額請求と、損害賠償請求は、両方可能(両立)。

履行の追完請求又は代金減額請求と、解除権の行使は、どちらか片方可能で、どちらを行使することも可能。

損害賠償請求と、解除権の行使は、両方可能（両立）。

履行の追完請求と代金減額請求は、売主の帰責事由は不要。

↑買主に帰責事由あるときはできない

損害賠償請求は、売主の帰責事由必要

解除権の行使は、売主の帰責事由は不要。←スライド40

↑買主に帰責事由あるときはできない

9 売買契約について

第565条（移転した権利が契約の内容に適合しない場合における売主の担保責任）

前三条の規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合（権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。）について準用する。

この規定は、ライセンス契約にも準用される可能性がある。

- ① ライセンスを受けた特許権や実施権について、その特許権が冒認発明であった場合。
- ② 無効審判又は無効請求で無効になった場合。異議で取消になった場合。
- ③ 当該特許権の実施が他の特許権の侵害になる場合

などについて、ライセンス契約で決めるのが通常と思われるが、もし定めなかった場合にはどうなるか。

9 売買契約について

第566条（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）

売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から一年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

種類、品質の契約内容不適合に対する請求については1年の期間制限。

数量、権利移転義務の契約内容不適合に対する請求については1年の期間制限はなく、通常消滅時効（民法166条）。

商法には以下の規定があり、ほぼ改正なし。

第526条（買主による目的物の検査及び通知）

1 商人間の売買において、買主は、その売買の目的物を受領したときは、遅滞なく、その物を検査しなければならない。

2 前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなれば、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。売買の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを直ちに発見することができない場合において、買主が六箇月以内にその不適合を発見したときも、同様とする。

9 売買契約について

改正法が適用されるか？改正前の法律が適用されるか？

改正法付則第34条（贈与等に関する経過措置）

1 施行日前に贈与、売買、消費貸借（略）、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託又は組合の各契約が締結された場合におけるこれらの契約及びこれらの契約に付随する買戻しその他の特約については、なお従前の例による。

契約締結日が施行日前か施行日以降かによる。

7 債権譲渡・債務引受について

改正前

第466条（債権の譲渡性）

1 債権は、譲り渡すことができる。
ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当事者が反対の意思表示した場合には、適用しない。
ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

改正前

① 譲渡禁止特約（譲渡制限の意思表示）をすれば債権譲渡は効力がない

② 善意の第三者には対抗できない

改正後

① 譲渡禁止特約（譲渡制限の意思表示）をしても、債権の譲渡の効力は妨げられない（有効）

② 悪意又は重過失の第三者には履行を拒否すること等ができる

改正後

第466条（債権の譲渡性）

1 債権は、譲り渡すことができる。
ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。

3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。

4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

7 債権譲渡・債務引受について

譲渡禁止特約（譲渡制限の意思表示）を付する目的としては、

①

②

があった。

他方で、債権譲渡には、

という必要性がある。

売掛金債権等を購入する会社

も存在する。

7 債権譲渡・債務引受について

譲渡禁止特約（譲渡制限の意思表示）を付する目的としては、

- ① 誰に支払えばいいかの確認作業が煩瑣になるのを避ける。過誤払いのリスクを避ける。
 - ② 支払先が問題のある企業である場合のコンプライアンスの問題を避ける。
- があった。

他方で、債権譲渡には、

売掛金債権等の債権譲渡を利用した円滑な資金調達
という必要性がある。

売掛金債権等を購入する会社

ファクタリング会社

も存在する。

7 債権譲渡・債務引受について

譲渡禁止特約（譲渡制限の意思表示）を付したとしても債権譲渡は有効とした上で、

① 悪意又は重過失の譲受人（第三者）との関係では、**支払を拒み、譲渡人へ支払をする**ことによって譲受人に対抗することができる（466条3項）。

② 譲受人が**悪意又は重過失であるか否かにかかわらず**、債務者は**供託**をすることができる（466条の2）。

としている。なお**預貯金債権**では、譲渡制限意思表示は譲受人に対抗できる（466条の5第1項）。

第466条の2（譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者の供託）

1 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地（債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。次条において同じ。）の供託所に供託することができる。

2 前項の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。

3 第一項の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。

第466条の5（預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力）

1 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「**預貯金債権**」という。）について当事者がした譲渡制限の意思表示は、第466条第2項の規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。

7 債権譲渡・債務引受について

改正法（新設，改正前には規定なし）

第466条の6（将来債権の譲渡性）

- 1 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。
- 2 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。
- 3 前項に規定する場合において、譲渡人が次条の規定による通知をし、又は債務者が同条の規定による承諾をした時（以下「対抗要件具備時」という。）までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、第466条第3項（譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあつては、前条第1項）の規定を適用する。

改正前には条文はなかったが、最高裁判例では認められていた（最判平成11年1月29日など）。

将来債権の譲渡においては、①譲渡，②債権発生，③譲渡制限の意思表示，という流れが生じる場合がある。

対抗要件具備時までに譲渡制限の意思表示がされれば，譲受人は悪意とみなす，という規定がなされた（3項）。

7 債権譲渡・債務引受について

改正前

第468条（指名債権の譲渡における債務者の抗弁）

1 債務者が異議をとどめないで前条の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができない。この場合において、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものがあるときはこれを取り戻し、譲渡人に対して負担した債務があるときはこれを成立しないものとみなすことができる。

2 譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

改正後

第468条（債権の譲渡における債務者の抗弁）

1 債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

2 第466条第4項の場合における前項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第466条第4項の相当の期間を経過した時」とし、第466条の3の場合における同項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第466条の3の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

異議をとどめないで承諾をしただけで債権者に対する抗弁を放棄する法律効果が発生するのは債務者に酷であった1項が廃止となった。今後は抗弁を放棄する意思表示があった場合に抗弁の放棄となる。

7 債権譲渡・債務引受について

改正法（新設，改正前には規定なし）

債務引受には，併存的債務引受と免責的債務引受がある。

（併存的債務引受の要件及び効果）

第470条

- 1 併存的債務引受の引受人は、**債務者と連帯**して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する。
- 2 併存的債務引受は、**債権者と引受人となる者との契約**によってすることができる。
- 3 併存的債務引受は、**債務者と引受人となる者との契約**によってもすることができる。この場合において、併存的債務引受は、**債権者が引受人となる者に対して承諾**をした時に、その効力を生ずる。
- 4 前項の規定によってする併存的債務引受は、第三者のためにする契約に関する規定に従う。

7 債権譲渡・債務引受について

改正法（新設，改正前には規定なし）

債務引受には，併存的債務引受と免責的債務引受がある。

第472条（免責的債務引受の要件及び効果）

- 1 免責的債務引受の引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れる。
- 2 免責的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。
- 3 免責的債務引受は、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が引受人となる者に対して承諾をすることによってもすることができる。

7 債権譲渡・債務引受について

改正法（新設，改正前には規定なし）

免責的債務引受には，予想外といってもいい効果がある。

7 債権譲渡・債務引受について

改正法（新設，改正前には規定なし）

免責的債務引受には，予想外といってもいい効果がある。

第472条の3（免責的債務引受における引受人の求償権）

免責的債務引受の引受人は、債務者に対して求償権を取得しない。

もっとも，債務者と引受人との間で別途引受の対価の支払を合意することは可能（実務解説改正債権法294頁）。

7 債権譲渡・債務引受について

改正法が適用されるか？改正前の法律が適用されるか？

改正法付則第22条（債権の譲渡に関する経過措置）

施行日前に**債権の譲渡の原因である法律行為**がされた場合におけるその債権の譲渡については、新法第466条から第469条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（債務の引受けに関する経過措置）

改正法付則第23条

新法第470から第472条の4までの規定は、施行日前に締結された**債務の引受けに関する契約**については、適用しない。

ご静聴ありがとうございました